

国税庁、令和3年分確定申告期限の一律延長は実施せず

# コロナで申告困難な場合は 4月15日まで簡易な方法での延長可

国税庁は2月3日、令和3年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な納税者については、令和4年4月15日までの間は簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができる旨の取扱いを明らかにした（今号17頁参照）。昨年の所得税等の確定申告は一律で申告・納付期限を1か月延長したが、令和3年分確定申告については実施しない。簡易な方法による延長とは、確定申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」といった文言を付記、あるいはe-Taxの場合には所定の欄にその旨を入力すればよい。特に詳細な理由を書く必要はない。

なお、今回の簡易な方法による延長は、申告所得税、個人事業者の消費税、贈与税の申告・納付期限だけではなく、法人税や消費税、相続税などの他の税目についても対象となる。この点は従来の取り扱いとは大きく異なる。

## ● 申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載

2月16日より令和3年分所得税等の確定申告がスタートするが、国税庁はオミクロン株による感染の急拡大で感染者や自宅待機者が増加している状況を踏まえ、令和3年分確定申告の申告・納付期限を令和4年4月15日

までの間、簡易な方法により延長することができるようにした。令和元年年分及び2年年分確定申告については、新型コロナに関係なく、一律で期限延長を行ってきたが、令和3年分確定申告に関しては、新型コロナの影響を何ら

【図表1】 所得税申告書の記載例

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請									
税務署長 令和 〇3 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B									
FA2201									
現在の住所	フリガナ	氏名	職業	屋号・番号	世帯主の氏名	世帯主との続柄	第一表 (令和)		
又は 事業所 事務所 等									
令和3年1月1日現在の住所	個人番号 (マイナンバー)	生年月日							

【図表2】 贈与税申告書の入力例

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY  
 令和3年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

送信前の申告内容確認 > 送信準備 > 送信票兼送付書等印刷

マイナンバーカード

**送信準備**

e-Taxには利用可能時間がありますので、送信前にこちらをご確認ください。  
 利用可能時間外の場合、画面下の「入力データの一時保存」ボタンからデータの保存を行い、利用可能時間内に送信してください。

**特記事項(任意入力)**

特記事項を入力してください。  
 [各欄全角50文字以内、合計全角200文字以内]

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

かの形で受けた納税者に絞った形となった。

通常、申告期限等を延長する場合には、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に申請理由等を記載した上で所轄税務署長に提出する必要があるが、令和4年4月15日までであれば簡易な方法による延長を認める。簡易な方法とは、確定申告書を提出する際に、その余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」（以下「延長申請書」といった文言を付記するか（図表1参照）、e-Taxの場合には所定の欄にその旨を入力すればよい（図表2参照）。贈与税や個人事業者の消費税についても同様だ。また、各種会計ソフトを利用してe-Taxを利用する場合には、所得税申告書であれば、所得税申告書等送信票（兼送付書）の特記事項欄に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力、消費税及び地方消費税申告書の場合は申告・申請等基本情報の住所

欄に住所に続けてかっこ書きで「（新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請）」と入力することになる。

令和元年分の確定申告では、申告・納付期限の延長後の令和2年4月17日以降も新型コロナウイルス感染症の影響により確定申告をできない場合には申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載して提出することが認められており、それと同様の取り扱いだ（令和2年分確定申告では実施されず）。

**詳細な理由は書く必要なし**

理由については余白に付記する以外のこととは書く必要はない。納税者本人が感染（又は濃厚接触者）した以外でも家族や従業員、顧問税理士事務所の状況など、新型コロナウイルスにより確定申告作業に対して何らかの影響があれば簡易な方法による期限延長は認められることになる。

## ● 令和4年4月16日以降は延長申請書が必要

簡易な方法による期限延長は、オミクロン株による感染拡大に伴い、納税者自身や従業員、顧問税理士などが感染又は自宅待機を余儀なくされるなどの理由により、申告が困難になるケースが想定されることを踏まえて実施されるもの。このため、延長の対象となる

のは令和4年1月以降に申告等の法定期限を迎える手続となる。したがって、令和3年12月末以前に申告等の法定期限を迎えた手続や、令和4年4月16日以降に期限の延長申請を行う場合には、通常どおり、延長申請書を所轄税務署長に提出する必要がある。

## ● 更正の請求や国外財産調書なども延長の対象

簡易な方法による期限延長の対象となる主な手続は図表3のとおりである。一律で期限延長がなされた令和2年分の確定申告と同様の内容となっている。所得税関係であれば、更正の請求や青色申告承認申請などが対象となる。また、贈与税関係であれば、相続時精算課税選択届出の提出期限も延長される。相

続時精算課税を選択しようとする受贈者は、選択をしようとする贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間（贈与税の申告書の提出期間）に納税地の所轄税務署長に対して、「相続時精算課税選択届出書」を贈与税の申告書に添付して提出しなければならないとされているものである。また、国外

【図表3】 期限延長の対象となる主な手続

区 分	手続名
所得税関係	所得税及び復興特別所得税の確定申告 所得税及び復興特別所得税の更正の請求 所得税の青色申告承認申請 青色事業専従者給与に関する届出（変更届出） 所得税の青色申告の取りやめ届出 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求 所得税の減価償却資産の償却方法の届出 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の届出 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の変更承認申請 個人事業の開廃業等届出 国外財産調書の提出 財産債務調書の提出
贈与税関係	贈与税の申告 贈与税の更正の請求 相続時精算課税選択届出
消費税（個人）関係	消費税及び地方消費税の確定申告 消費税及び地方消費税の更正の請求

財産調書や財産債務調書の提出も令和4年4月15日まで簡易な方法による延長が可能とされている。

そのほか、いわゆる「死亡による準確定申告」についても対象となるが、期限延長は日

をもって定める期限に適用されるものであるため、確定申告書を提出すべき者が出国をする場合の確定申告（出国による準確定申告）に係る申告・納付期限は簡易な方法による延長の対象外となっているので要注意だ。

## ● 法人税や相続税も簡易な方法による延長の対象に

ここまで所得税の確定申告を中心に見てきたが、簡易な方法による延長は、申告所得税、個人事業者の消費税、贈与税の申告・納付期限だけではない。これまでとは異なり、法人税や消費税、相続税などの他の税目についても対象となる。

法人税などについても新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付等

が困難な場合には、所得税の確定申告と同様、申告書の余白（e-Taxの場合には所定の欄）に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と付記することにより延長申請書を提出することなく延長が可能になる（図表4参照）。

ただし、対象となるのは、所得税などと同様、令和4年1月以降に申告等の法定期限を

【図表4】 法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税申告書のe-Taxソフトの入力例

※利用者識別番号		[ ]	
※受付番号	[ ]	※受付日時	令和 / / : :

電子申告及び申請・届出による添付書類送付書

税署受付印 令和 年 月 日 税務署長 殿 電子申告及び申請・届出による添付書類について、次のとおり送付します。	※法人番号	[ ]	※整理番号	[ ]
	納税地	〒 [ ] - [ ] 東京都千代田区霞ヶ関		
	（フリガナ）	カブシキガイシャ コクセイショウジ		
	法人等の名称	株式会社 国税商事		
	（フリガナ）	コクセイタロウ		
代表者氏名	国税太郎			
代表者住所	〒 [ ] - [ ] 東京都千代田区霞ヶ関			
電子申告及び申請・届出名	新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請			
添付書類名	[ ]			

「電子申告及び申請・届出名」欄又は「添付書類名」欄に文言を入力し、各税目のe-Tax申告書と同時送信

迎える申告手続となり、令和4年4月16日  
 以降に期限の延長申請を行う場合には、通常

どおり、延長申請書を所轄税務署長に提出す  
 る必要がある。

## ● 簡易な方法により地方税の延長を認める地方自治体も

地方自治体についても、昨年と同様、新型  
 コロナウイルス感染症の影響で申告期限まで  
 に申告等できない場合には、延長申請書を提  
 出することによる個別の期限延長が認められ  
 ている。また、国税庁と同様、東京都や神奈  
 川県のように申告書の右上の余白に「新型コ  
 ロナウイルスによる申告・納付期限延長申

請」と記載、あるいはeLTAXを利用する場  
 合には、法人名称の前に「新型コロナウイルス  
 による申告・納付期限延長申請」と入力の上  
 で申告することにより（図表5参照）、延  
 長の申請書が提出されたものとして取り扱う  
 地方自治体もある。申告の際には地方自治体  
 に確認する必要がある。

【図表5】 法人二税申告書の記載例（確定申告書（電子申告）の場合）

※ 処理事項		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			001			
年月日	※ 処理事項	発信年月日	この申告の基礎			申告年月日
	通信日付印	確認印	法人税の	年月日	の	年月日
所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記)			事業種目			
(フリガナ) 法人名	新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請	株式会社 主税太郎	期末現在の資本金の額又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額又は出資金の額)			
(フリガナ) 代表者氏名			期末現在の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額			
			経理責任者 氏名			
			から	までの事業年度分又は 連結事業年度分の	道府県民税 事業税の	確定申告書※
					地方法人特別税	
摘要	課税標準	税率 (/100)	税額	(使途秘匿金税額等)		
所得金	申告すべき税額が確定した後、法人名欄の法人名称の前に付記して申告してください			(注)		
年400	(税額の記載がない申告書に付記して提出した場合、延長の申請があったとはみなされない場合があります。)			(注)		
年400万円を超え年800万円以下の金額	(35)	000	00	当該税額申告区域の区域の増加分の増加に係る法人税額の特別控除額 (3)		
年800万円を超える金額	(36)	000	00	還付法人税額等の控除額 (4)		